

7 職員の退職管理の状況

(1) 再就職者による依頼など（働きかけ）の規制

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業等に再就職した元職員は、離職後5年間に在籍していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為（契約、許認可等）をするように又はしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼等があった場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

また、依頼等の内容がガスや電気の供給に関する契約など職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

令和5年度の届出・申請件数は、次のとおりです。

再就職者から依頼などを受けた場合の届出	0
再就職者から依頼などの承認申請	0

(2) 退職した職員の再就職の状況

職員の退職管理については、平成28年4月からの地方公務員法の改正を踏まえ、会津若松市職員の退職管理に関する条例等を制定し、適正の確保に努めています。

市を退職した職員の再就職の状況を公表することにより、その公正性及び透明性を確保してまいります。

- ① 令和4年度に退職した課長相当職以上の職員の再就職状況は、次のとおりです。
該当なし

- ② 令和5年度に退職した課長相当職以上の職員の再就職状況は、次のとおりです。

	退職時の所属 及び職名	退職年月日	再就職先名	再就職先の役職名	再就職年月日
1	会計管理者	令和6年3月31日	会津鉄道株式会社	常勤監査役	令和6年7月1日